

第 4 3 号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年亀岡市条例第 9 号）の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年亀岡市条例第 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「第 6 条の 4 第 2 項」を「第 6 条の 4 第 1 号」に、
「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 2 号」に、「里親であって
養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組
里親」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 児童福祉法等の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲に関し、養子縁組里親に委託されている子に係る規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行すること。